

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

第1条 目的

本業務は、徳島県が管理する那賀川木頭出原地区において、気候変動を考慮した整備計画検討に伴い、増加した計画流量の流下に必要な河道断面を確保し、既存護岸の安定性確保のための対策について検討を行うことを目的とする。

第2条 業務内容

1.河道計画検討

(1) 設計計画

本業務の要旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 既存資料の収集整理

既往の業務成果、施工竣工図等を収集し、既設護岸及び施工予定護岸計画について整理を行う。

また、変更整備計画の諸条件、河道計画についても整理する。

(3) 現地踏査

現地踏査により、既設護岸、施工済護岸構造、範囲、河道状況等を確認する。

(4) 計画高水位及び計画河床高の見直し

計画河道断面に対し、不等流計算により計画高水位、及び計画河床高の見直しを行う。

本業務では、気候変動を考慮した流量に対し、既往河道計画を基に出原地区の堤防高及び出原橋の桁下高を踏まえた計画高水位及び計画河床高を検討する。

(5) 護岸の安定性確保の検討

既設護岸及び施工予定護岸計画を対象に、見直しを行った計画河床高に対し安定性の検討を行う。また、施工済区間に対しては、安定性が確保できない場合は対策工法を検討する。

検討内容は次の1)～3)項目とする。

1) 計画河床高の見直しに伴う、設計済の護岸計画への影響確認

2) 計画河床高の見直しに伴う、完成済の護岸に対する対策の検討(根継ぎ工、根固め工等)

3) 計画河床高の見直しに伴う、出原橋への影響確認(橋脚基礎の根入れ等)

(6) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、検討結果等の照査を段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、計画作業終了後、全ての作業内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

(7) 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告

書を作成する。

2.検討範囲

検討範囲は以下とする。

護岸の安定性確保の検討 : NO.26+30 付近～NO.30+66 付近

不等流計算 : NO.25～NO.32 付近

3.打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間 3 回、成果納入時とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

4.貸与資料

既往の調査・設計業務成果、並びに既存施設等の資料を貸与する。

H26 那土 那賀川 那賀・木頭出原護岸設計業務 (H27.10)

H27 那土 那賀川 那賀・木頭出原護岸設計業務 (H28.12)

H29 那土 那賀川 那賀・木頭出原 護岸設計業務 (H29.12)

木頭出原地区河川整備計画検討業務 (仮称)

出原橋橋梁台帳

その他必要な資料